	端数を四捨五入する。） H'n　病院事業（医療施設整備事業・特別分）に充てるため平成27年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） H2n　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため平成21年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（H2'n に係るものを除く。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） H2'n　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業・特別分）に充てるため平成27年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
I15 ＝0.024 ［略］ I20 ＝0.02394 I21 ＝0.02302 ［略］ I26 ＝0.022 ［略］ I28 ＝0.0114 ［略］	I15 ＝0.025 ［同左］ I20 ＝0.02395 I21 ＝0.024 ［同左］ I26 ＝0.012 ［同左］ I28 ＝0.0024 ［同左］
I30 ＝0.0018 I 元＝0.00119 H'n　病院事業（医療施設整備事業・特別分）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	I30 ＝0.0018
［略］ I'28 ＝0.0136 ［略］	［同左］ I'28 ＝0.0028 ［同左］
I'30 ＝0.00215 I'元 ＝0.00143	I'30 ＝0.00215